

**定額減税対象外など一定の要件を満たす
事業専従者の方等への追加の給付金
(「定額減税補足給付金(不足額給付)」)のご案内**

「定額減税補足給付金(不足額給付)」とは？

以下の事情により、**当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

青色事業専従者及び事業専従者(白色)のうち、個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方、または合計所得金額48万円超の方(=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ「低所得世帯向け給付金」の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)に対して、1人当たり原則4万円※(定額)を支給します。

- 給付金を受給するためには、**申請が必要です。**
- 申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は、3万円

支給対象(要件)は裏面をご確認ください。

確認書・必要書類等の 準備ができたなら



提出の方法

同封の返信用封筒をご利用いただくか、
次の窓口へ**申請期限内**に、ご提出くだ
さい。

申請期限：

令和7年10月31日(金)消印有効

提出先：東広島市役所 8 階

東広島市不足額給付相談窓口



相談窓口：東広島市西条栄町 8-2 9
東広島市役所 8 階
東広島市不足額給付相談窓口

駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。

給付金の支給対象(要件)・手続き

個別に書類の提示(申請)により、
以下のいずれの給付要件も満たすことを確認された方

(1) 支給対象(要件)

- ・令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外である方。
- ・税制度上、扶養親族等から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、または合計所得金額48万円超の方。
- ・低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主や世帯員に該当していない方。

(2) 確認事項及び必要な添付書類

■申請書

- ・給付金を受け取るための金融機関口座情報等を記入してください。

■必要な同封書類

①本人確認書類

※健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード(表面)等、いずれか1点の写し(コピー)

②受取口座を確認できる書類

※通帳、キャッシュカード等の写し(コピー)
(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かるもの)

③提出を求める書類

- 令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)
- 事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等
(青色事業専従者または事業専従者の方のみ)
- 令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)
- 住民票の写し
- 世帯員全員の令和5年度及び令和6年度分個人住民税の課税証明書の写し(コピー)

令和6年に東広島市に
転入された方のみ



定額減税補足給付金(不足額給付)の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLへのアクセスや個人情報を入力せず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ



東広島市不足額給付事務処理センター

0120-780-125 (コールセンター)

受付時間 平日 8:30～17:15

※英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語対応